

## 令和4年度 事業計画

### はじめに

昨年度における新型コロナウイルス感染拡大等による会員事業者への影響については、令和3年4月20日から8月1日にかけて「まん延防止等重点措置」、継続して8月2日から31日にかけて3回目となる「緊急事態宣言」、さらに令和4年1月21日から3月21日にかけて2回目となる「まん延防止等重点措置」が適用・発出されたことに伴い、売上は重点措置及び宣言の動向により浮き沈みを繰り返している状況であり、コロナ禍前と比べて約3割減となっている。また現下においては電力危機から市場が揺さぶられている燃料価格の高騰、さらにロシアによるウクライナへの軍事侵攻をきっかけに原油の先物価格が高騰するなど、会員事業者は引き続き厳しい経営環境に置かれている。

また、令和3年10月の第49回衆議院選挙において、第2次岸田内閣が発足し、新型コロナウイルス感染への備えや、コロナ禍で傷んだ経済の回復など成長戦略と分配戦略による新しい資本主義が大いに期待されているところである。

こうした状況の下、タクシー業界を脅かす白タク・ライドシェア対策については、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に実施した上で、全タク連が掲げている20項目についても、地域の状況を踏まえ、できるものから着実に取り組むことが必要である。

さらに、改正タクシー特措法に基づき、神奈川県内の全交通圏では、引き続き準特定地域として自主的な取組みにより適正化を図っていくこととなる。

一方、活性化については、各地域のタクシー協議会において定めた地域計画を踏まえ、タクシー事業の活性化措置に関する取組みや、前述した全タク連が掲げる20項目等への取組みを推進していく必要がある。具体的には、一括定額運賃、相乗りタクシーの導入検討に加え、今後制度化が予定されている事前確定型変動運賃についても積極的に検討していく。

また、昨年10月に経営委員会から提案のあった「県協会としてのカーボンニュートラルへの取組みの推進」については、地方公共団体や関係団体等と連携し、脱炭素社会に向けた確実な取組みの推進をしていく。

本年も、タクシー事業を取り巻く諸情勢に対応した適正な協会運営に努め、業界が健全に発展できるよう、将来を見据えた各種の施策を総合的に推進することが必要であることから、令和4年度においては、ウイズコロナ・ポストコロナを踏まえ全会員一丸となって次の重点施策を推進するとともに、各委員会が策定した以下の事業計画を着実に推進するものとする。

### (重点施策)

1. 新型コロナウイルス感染防止対策について、国民の安定的な生活の確保・社会の安定の維持の観点から、全タク連において策定した「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づき、徹底した感染防止対策を図る。
2. タクシーの公共交通機関としての使命の認識は当然ながら、利用者、行政機関、関係団体との協議会等から把握した利用者・地域ニーズに対応すべく、良質な労働力確保による良質な各種輸送サービス提供について検討を行い、新たな需要創出に努める。
3. 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化・活性化に関する特別措置法」の適用にあたっては、業界として真摯に取り組む、適切な対応を図る。

4. 「働き方改革関連法」の施行に伴い、平成 30 年 3 月に全タク連が策定した「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」に基づき、タクシー事業の労働生産性の向上、人材の育成・確保、長時間労働の縮減等に向けた取組みを推進していく。
5. 交通事故の削減を目指し交通安全に係る事故防止策について一層の充実を図るとともに、重大事故に直結する健康起因事故及びタクシー事故類型で多い出会い頭衝突事故の撲滅や、飲酒運転、覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用による運転、過労運転等法令違反の防止についてコンプライアンス(法令順守)の徹底を図る。

## I. 総務委員会

1. 協会活動の円滑化及び財務の健全化を図ると共に、各委員会と連絡を密にするため委員長会議を開催する。
2. 行政機関等からの通達・通知された事項の把握と、会員への速やかな伝達に努める。
3. 輸送の安全確保のため、整備管理者研修会の開催等を通じ、更なる整備管理業務の充実を図る。
4. 「ドライブレコーダーの記録データ提供に関する協定(平成 26 年 3 月、神奈川県警察本部と締結)」の充実を図るため、今後も県警本部、県防犯協会等関係機関との連携を密にし、タクシー等に係る事件・事故の防止に努める。
5. 平成 30 年 8 月に神奈川県知事から指定を受けた「災害対策基本法に規定する指定地方公共機関」としての責務を果たすため、令和 2 年 2 月に締結した協定書に基づき、県との連携を密にするるとともに、会員への情報提供及び連絡体制等の確立を図る。
6. 政府、自動車メーカー等が進めている自動運転に係る実証及び交通関連法規の整備等に関する情報の把握と、会員への速やかな伝達に努める。
7. 暴力団・覚せい剤対策として、暴力団からの不当要求については警察との連携を強化し、覚せい剤(危険ドラッグを含む)については、安全確保を第一とするタクシー業界に蔓延させないよう啓蒙を図る。
8. 表彰制度の活用を図るため、表彰適格者であるタクシー・ハイヤー事業の乗務員、従事者、功労者等の積極的な推薦を会員各社に促し、業界の質的向上に繋がる被表彰者が多く輩出されるよう努める。
9. 令和 4 年 3 月に開催を予定していた協会 70 周年記念式典が本年度に延期となったので再度準備を行う。
10. 令和元年度末以降新型コロナウイルス感染症の影響により協会運営においても支障をきたしている状況であるため、本年度も引き続きその動向を逐一確認しながらスムーズな運営に尽力していくとともに、リモート会議の導入など今後の新しい運営についても積極的に推進していく。

## II. 経営委員会

### (基本方針)

昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止策を徹底的に講じていくことを前提に、平成 26 年 1 月 27 日施行の「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、適正な需給が維持されるよう業界として適正化に向けて積極的な対応を図るとともに、ウイズコロナ・ポストコロナに向けて相乗りタクシー、事前確定型変動運賃いわゆるダイナミックプライシングなどの新たな運賃メニューの導入検討、更には今後の自動運転や、AI の先進運転技術等を踏まえた技術革新を見据えて、下記に挙げた需要拡大策、利用者利便向上策、乗務員質的向上策等をもって活性化の推進を図る。

### 記

1. 公共交通機関として、利用者・地域ニーズに対応するため、地域の交通全般に関し、以下の通りタクシーの特性を活かした各種輸送サービスの提供について実態把握に努めるとともに検討・推進し、需要の拡大を図る。
  - (1) 白タクライドシェア対策である「タクシー業界において今後新たに取組む 20 項目」等を中心に各地域において可能な取組みから積極的に推進していく。具体的には令和 2 年 11 月 30 日付け一部改正の「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定された「一括定額運賃(定額タクシー運賃)」及び令和 3 年 10 月 29 日付けで公示された「相乗りタクシー」、また、今後制度化される「事前確定型変動運賃」の導入及びそれらに関連するソフトメーターについても検討していく。加えて、20 項目の一つでもある乗合タクシー等の導入については、行政機関・関係団体との地域公共交通会議等及び利用者との意見交換等の場を活用し、地域における個別輸送としてのタクシーの社会的責務を踏まえ、タクシーに対する要望及び地域の実態を把握した上で導入に向けた検討を積極的に行う。
  - (2) 少子高齢化時代に対応し社会に貢献するためにも、子育て支援タクシー、妊婦支援タクシー、福祉タクシー等の拡充及び高齢運転手の免許返納について需要拡大を検討する。さらに、タクシーの地域公共交通としての機能については、関係自治体、社会福祉協議会及び NPO 等の自家用有償運送者並びに利用者団体等と適切に連携していく。
  - (3) タクシー事業における既存のデジタル機器等の活用については、更なる「輸送の安全の確保」、「利用者利便の向上」を図るとともに、全会員事業者の事業運営の向上に資することを目的に ICT 化を加速・推進していく。また、タクシー配車アプリを活用した地域交通との連携を図るため、タクシー配車アプリに付帯する更なるサービスについても併せて検討していく。
  - (4) コロナ禍における感染防止策への取組み状況及びニューノーマルタクシーの導入状況並びに新たな GoTo トラベル事業の再開時期等について、実態の把握や情報収集に努めるとともに、会員事業者あてに情報を発信していく。
2. 適正な需給の維持と経営の健全化を目的に、地域ごとの特性と実態に応じて、次の事項の検討等を行う。
  - (1) 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」について、神奈川県内すべての交通圏が準特定地域であることから、その適用にあたっては引き続き適正化・活性化に向けた自主的な取組みを会員事業者が真摯に行うとともに、その効果と課題の把握に努める。

- (2) 一昨年2月から実施した初乗り距離短縮を伴う運賃改定については、昨年度もコロナ禍により、改定効果の分析が困難な状況であったため、終息状況を鑑みつつ、タイミングを逸することなく早期に検証を開始する。加えて令和3年12月24日付けで東京都特別・武三交通圏内の事業者が要請した運賃改定について、その改定動向についても注視していく。また、前述した新たな運賃メニュー等についても、その効果に対する分析・検証の方法等について検討していく。
  - (3) 白タクライドシェアの合法化阻止にあたり、その導入の検討状況等を引き続き注視するとともに、その対応にあたっては全タク連と連携していく。
  - (4) Maas(モビリティ・アズ・ア・サービス)については、全国様々な地域において実証実験が行われている現状を踏まえ、タクシー業界としても乗り遅れることがないよう情報収集するとともに、積極的な調査・研究・参画に努める。
  - (5) 自動運転については、ライドシェア問題、タクシー事業のICT化とも密接に関連する問題であることから、その動向について情報収集を図り注視していく。
  - (6) 次世代タクシーの導入を促進するため、自治体等に対し導入に係る助成措置の要請を引き続き行う。
3. 昨年10月の役員会において承認された「カーボンニュートラルへの取組みの推進」については、公共交通機関としての社会的責務であることから、積極的な取組みを神奈川県等関係自治体の施策と連携し推進していく。具体的には、国、県が掲げるCO2排出量削減目標を踏まえ、当協会における削減目標を定めるなど計画的な取組みを推進する。  
また、燃料(LPG等)価格の動向及びオートガススタンド廃止動向を踏まえ、電気自動車をはじめとする次世代タクシー車両及び再生可能エネルギーを活用するためのインフラ整備などについて将来に向けた検討を進める。
  4. 利用者利便向上のため、20項目の一つでもあるユニバーサルデザイン(UD)タクシーの導入状況を把握し、更なる導入拡大を図るとともに、「ユニバーサルドライバー研修」の新規講習化の検討及び各支部における研修の開催等も含めた、更なる研修の充実により乗務員の質的向上を図る。
  5. 2027年に横浜市で開催される国際園芸博覧会など世界的なイベント開催に向けて、乗務員の質的向上を図るため、ウイズコロナ・ポストコロナを踏まえた「かながわ観光タクシー認定ドライバー制度」の充実を図る。

### III. 広報委員会

1. タクシーサービスや交通安全運動など関係委員会が実施する事業と連携して広報活動を展開する。
2. 新型コロナウイルスによる感染が収束するまでの間、乗客等に対して感染防止対策に関する協力要請などの広報活動を展開する。
3. 労働力確保に向けた求人ポータルサイト「タクシーワークかながわ」の活用や運転者職場環境良好度認証制度(略称：働きやすい職場環境認証制度)を活用して、タクシー業界のイメージアップ等を図り人材確保のための広報活動を展開する。
4. 国が主催する高齢者及び障がい者等の公共交通機関利用に対する「心のバリアフリー」を推進すべく、学生等を対象とした総合学習「交通バリアフリー教室」に積極的に参画・協力するとともにユニバーサルデザインタクシーや福祉タクシーの認知度の向上を図る。

5. 「タクシーの日」行事については、昨年度において新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止にしたが、今年度については、ウイズコロナ・ポストコロナを踏まえ、規模や内容を見直した上で開催する。
6. 「善意の箱募金」に代わり新たに創設された「社会貢献事業」に基づき団体等への寄付を通じて、社会貢献に資するための広報活動を展開する。
7. 利用者モニター制度により広報広聴活動の一層の充実を図り、タクシーサービスの改善に資する。

#### IV. 労務委員会

1. 基本方針  
令和4年度労務対策指針に基づき事業を推進する。
2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策  
令和2年5月15日付け、全タク連発第50号「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン第1版の策定について(令和2年6月4日付け、同ガイドライン第2版、令和3年11月1日付け、同ガイドライン第3版)」が示されており、基本的対処方針の趣旨を踏まえ、同ガイドラインに基づき、新型コロナウイルスのまん延防止、感染リスクの低減、事業に携わる関係者の健康と安全を十分確保できるよう講じていくこととする。
3. 労働関係法令等の履行確保  
会員事業者とそこに働く労働者が相互関係になるよう労働環境の整備を一層促進していく。
  - (1) 働き方改革関連法に基づき、労働基準法の履行確保、改正労働基準法に基づく過労死防止のための時間外上限規制、年次有給休暇の時季指定、令和5年4月から月60時間超の時間外労働に係る割増賃金率猶予の廃止、産業医・産業保健機能の強化などについて、会員事業者に対し迅速に情報提供を行うとともに、法令への理解を深めその順守を図る。

なお、パートタイム・有期雇用労働法は令和3年4月から中小企業についても適用となっており、同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員の間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう法律等が施行され、不合理な待遇差の禁止、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、行政による事業主への助言・指導等及び裁判外紛争解決手続きの整備などが規定されている。また、70歳までの就業機会の確保のために事業主が講ずるべき措置(努力義務)等については高年齢者雇用安定法の改正が令和3年4月から施行されている。さらに、職場におけるハラスメント防止対策については、本年4月から中小企業主も義務化されている。
  - (2) 神奈川県最低賃金については、近年、地域の賃金情勢や事業における賃金の支払能力を考慮せずに大幅な引上げが続き、また、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により危機的な状況下にも拘わらず、28円という大幅な引き上げが実施されたものである。当協会としては、合理性に欠ける引上げに対しては、異議申し出をもって明確な反対の立場を表明するが、改正決定された場合はその周知、履行確保に努める。

- (3) 令和2年5月に年金制度改正法が成立し、被用者保険(厚生年金保険・健康保険)加入条件の適用拡大が図られ、令和4年10月より短時間労働者に対する被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、現行501人以上から101人以上へ、令和6年10月より101人以上から51人以上へと段階的に引き下がる。また、被保険者の適用対象要件については、賃金要件が月額8.8万円以上、労働時間要件が週労働時間20時間以上、勤務期間がフルタイムの被保険者と同様2カ月以上に変更されることから、適用拡大に周知に努める。
4. 労務関係情報の収集・調査研究及び会員事業者への周知  
労働関係法令等に的確に対処するため、労働行政機関との勉強会を開催する。また、令和2年2月の運賃改定を踏まえた労働条件の改善状況の調査研究を行い、その結果を早期に会員事業者へ提供する。これら以外にも必要に応じて協会ホームページ専用コーナーを活用するなど、情報チャンネルの拡大に努める。加えて各労務委員は委員会で収集した情報等を各支部会員に対し迅速かつ的確な伝達に努める。
5. 労働力確保の取組  
現在、当協会が取り組んでいる求人ポータルサイト「タクシーワークかながわ」と互いに補完する関係として、新しいインターネットサービスの取り入れ等、その情報収集及び会員事業者への周知に努める。さらに、一昨年度(令和4年度までの3年間)から実施している厚生労働省委託事業「就職氷河期の方向けの短期資格等習得コース事業」を活用し、正社員の雇用促進に努める。
6. 研修会等の開催  
経営委員会との合同研修会を開催し、経営者・管理者研修を行う。
7. 健全な労使関係の維持、発展  
全神奈川ハイタク労働組合連絡会議との連絡協議会を定期的で開催し、労使間で各種の課題を共有する中で、相互に信頼を深め、より良い労使関係の維持、発展を目指す。
8. 乗務員等の健康確保対策  
自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある脳・心疾患、睡眠障害等の予防に資する情報を収集し、会員事業者に対し情報提供するとともに、運転者の健康管理及び事故防止を支援するために厚生労働省が所管する神奈川産業保健総合支援センターによる健康相談、保健指導等の活用を促す。

## V. 交通指導事故防止委員会

交通事故の削減と街頭営業等の健全化を目指し、以下の事項に取り組む。

1. タクシー乗り場での客待ち停車等による道路交通への支障及び地域住民への迷惑行為の防止、乗り場での喫煙を防止するため、各地区の交通指導員や神奈川タクシーセンター等と連携を図り街頭指導の充実強化に努める。
2. 白タク行為への対策について、本年度も引き続き国土交通省及び神奈川県警と連携し、啓発活動を実施する。

3. 発生した交通事故の特徴・傾向等実態を把握し交通事故防止対策に活用するよう会員各社に適時適切に情報提供等を行うとともに、適性診断、適齢診断、ドライブレコーダー及び、デジタルタコグラフ、ICT(情報通信技術)を活用した高度な運行管理、指導教育の徹底を図り、実効ある交通事故防止を推進する。
4. 路上寝込み者等の轢過事故の防止に関する協定(平成 26 年 12 月、神奈川県警察と締結)に基づき、引き続き神奈川県警察と連携を図るとともに、路上寝込み者等の轢過事故未然防止のためのハイビームの励行に努め、事故防止の徹底を図る。加えて、交差点出会い頭事故防止、超高齢化社会にける事故防止の徹底に努める。
5. 重大事故に直結する過労運転及び睡眠不足による運転、健康に起因する事故の防止、飲酒運転・覚醒剤・危険ドラッグ等薬物使用による運転の防止について、コンプライアンス(法令順守)の徹底を図る。特に高齢運転者に対しては、事故防止の徹底に努める。
6. 当委員会が「事業用自動車事故防止コンクール」、「社内無事故コンクール」及び「無事故・無違反コンクール(セーフティ・チャレンジ・かながわ)」等の主催、共催、協賛等を行う。また、交通指導員研修会の開催にあたっては、研修内容を充実することにより交通指導員の更なる資質向上を図る。加えて、関東運輸局主催の「関東地域事業用自動車安全対策会議」に参画し交通安全の意識の高揚を図る。
7. 「春・秋の全国交通安全運動」、「夏の交通事故防止運動とタクシーサービス向上運動」及び「年末年始自動車輸送安全総点検とタクシーサービス向上運動」の実施にあたっては、行政機関・関係団体と連携を図り実効ある運動を推進する。
8. 国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン 2025」に対応し、交通事故死者数の削減(2025 年までに 225 人以下(全体目標))、人身事故件数の削減(2025 年 16,500 件(全体目標))及び、飲酒運転・ながら運転・あおり運転の根絶に向けて安全対策を推進する。  
※ 「関東地域事業用自動車安全対策会議削減目標」交通事故死者数の削減(2025 年までに 55 人以下(全体目標)、人身事故件数の削減(2025 年 6,340 件(全体目標))
9. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う従業員等の健康状態を把握して、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の感染予防対策の徹底を推進する。
10. 運輸安全マネジメント制度を徹底するため、繰り返し事業者には輸送の安全が最優先であるという意識を浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となった輸送の安全確保推進に努める。